

銚子市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心なまちづくりを推進するため、高齢者の交通事故防止を目的とした後付けによる安全運転支援装置（以下「安全運転支援装置」という。）の設置に対し、予算の範囲内において交付する高齢者安全運転支援装置設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、銚子市補助金等交付規則（昭和33年銚子市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 市内に居住し、住民基本台帳に記録されている65歳以上の者（当該年度において65歳に達する者を含む。）であって、道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証（有効期限内にあるものに限る。）を保有する者をいう。
- (2) 安全運転支援装置 次のいずれかに定めるペダル踏み間違い等による急発進等抑制装置としての機能を有し、かつ、国土交通省が認定する装置（急発進等抑制装置の先行個別認定要領（令和元年10月15日付け国自技第107号国土交通省自動車局長通知）又は後付安全運転支援装置の性能認定実施要領（令和2年国土交通省告示第479号）に基づく認定を受けたものをいう。）であって、当該装置を設置した車両が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するものをいう。
 - ア 自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれた際に急発進等を抑制する装置
 - イ 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセル

ペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置

ウ その他市長が認めるもの

(3) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 安全運転支援装置を設置することが可能であること。

イ 自動車検査証の自家用・業務用の別欄に自家用と記載されたもの

（補助金の交付対象）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、高齢者であって、かつ、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 運転免許証に記載されている氏名が、安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証（自動車検査証が電子化されている場合にあつては、自動車検査証記録事項。以下この号において同じ。）に記載された所有者の氏名又は名称欄又は使用者の氏名又は名称欄に記載されている氏名と同一であること及び運転免許証に記載の住所と当該自動車検査証の所有者の住所欄又は使用者の住所欄が同一であること。

(2) 市税等（地方税法（昭和25年法律第226号。次号において「法」という。）第1条第14号に規定する地方団体の徴収金であつて、市が徴収するものをいう。以下同じ。）を滞納していないこと。

(3) 法第4条第2項第8号に規定する自動車税（以下「自動車税」という。）の未納がないこと。

(4) 銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 安全運転支援装置の設置後に発生した事故や車両の故障等について、市が一切

の責任を負わないことについて了承したこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下この条において「補助対象経費」という。）は、安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用（設置の際に行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除く。）とする。

2 補助対象経費の算出に当たっては、補助対象経費の財源として国、県、その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、補助対象経費から当該補助金の額を控除するものとする。

3 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、1台当たり3万円を上限とし、補助金の交付は1人当たり1回とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し（自動車検査証が電子化されている場合にあっては、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し）
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 自動車税の納税証明書の写し
- (4) 安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用の見積書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付決定（却下）通

知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の申請内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。第3項において同じ。）をしようとするとき又は当該補助金の対象となった事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付申請内容変更等承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その可否を決定するとともに、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付決定額を変更し、高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付申請内容変更等承認決定（却下）通知書（別記様式第4号）により当該申請を行った交付決定者に通知するものとする。

3 第5条の規定は、第1項の規定による補助金の申請内容の変更に係る承認の申請について準用する。

（補助金の概算払）

第8条 補助金は、当該補助金の対象となった事業が完了した後において交付する。

ただし、市長が特に必要と認めた場合は、交付決定額の範囲内において、補助金の一部を概算払により交付することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の一部の概算払を受けようとするときは、高齢者安全運転支援装置設置費補助金概算払請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助金の対象となった事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで

に、高齢者安全運転支援装置設置費補助金実績報告書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用の領収書の写し
- (2) 安全運転支援装置の設置が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、高齢者安全運転支援装置設置費補助金額確定通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。